

士幌町高齢者補聴器購入費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付の対象とならない中等度の難聴の高齢者に対し補聴器の購入に要する費用の一部を助成することにより、高齢者の積極的な社会参加や地域交流を促進し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 この要綱による助成の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第6条の住民基本台帳に記録されている満65歳以上の者であること。
- (2) 両耳の聴力が身体障害者福祉法第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付の対象とならないこと。
- (3) 聴力の低下のため日常生活に支障があること及び補聴器の使用が必要であることについて、医師の証明を受けていること。

2 前項の規定にかかわらず、既にこの要綱による助成を受けた者その他この要綱による助成金の交付を受けることが適当でないと認める者は、この要綱による助成を受けることができない。

(助成対象費用)

第3条 助成の対象となる費用(次条において「助成対象費用」という。)は、補聴器(店舗において販売されるものに限る。)の購入に要する費用とし、前条第1項第3号に規定する事項を証明する書類の作成に要する費用及び補聴器の修理、メンテナンス等に係る費用は対象外とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、助成対象費用の額に2分の1を乗じて得た額(100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、その額が5万円を超えるときは、5万円とする。

(助成の申請)

第5条 この要綱による助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、士幌町高齢者補聴器購入費助成申請書(別記第1号様式)に、次に掲げる書類を添付の上、町長に申請しなければならない。

(1) 士幌町高齢者補聴器購入費助成意見書(別記第2号様式)又はこれに相当する診断書等

(2) 補聴器を販売する事業者が作成した補聴器の見積書

2 前項第2号に掲げる補聴器の見積書は、補聴器を販売する事業者が申請者の聴力検査及び補聴器の適切な調整を行った上で作成しなければならない。

(助成の決定等)

第6条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査の上、助成の可否を決定し、士幌町高齢者補聴器購入費助成決定(却下)通知書(別記第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(決定の取消し)

第7条 町長は、この要綱による助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付の決定を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 虚偽又は不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 補聴器をこの要綱の目的に反して使用し、譲渡し、貸与し、又は担保に供したとき。

(3) その他町長が相当の事由があると認めたとき。

(助成金の交付等)

第8条 助成金の交付、決定等に関しては、士幌町補助金等交付規則(昭和53年士幌町規則第8号)の規定するところによる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。